

エコアクション21地域事務局さいたま 地域運営委員会規程

エコアクション21地域事務局さいたま

「エコアクション21 地域事務局の認定及び運営に関する規程」（平成24年4月1日制定 一般財団法人持続性推進機構）に規定するエコアクション21 地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1)地域事務局におけるエコアクション21 認証・登録制度実施要領
- (2)地域運営委員会等の規程
- (3)相互認証等に関する事項
- (4)その他、地域事務局におけるエコアクション21 認証・登録制度の運営に関する重要事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域運営委員会は5名以上10名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会代表理事（以下「代表理事」という。）が委嘱する。

- (1)環境保全に関する学識者
- (2)関係環境保全関係団体、事業者関係団体などの有識者
- (3)関係行政機関などの有識者
- (4)エコアクション21審査人

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は原則として連続して10年を超えないものとする。また、補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員に、本規約への違反やエコアクション21の認証・登録制度の信頼性を欠如させるような行為等、委員としてふさわしくない行為のあった場合、任期中であっても地域運営委員会の議を経て、代表理事が委員を解任することができる。

(委員長)

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

2 委員長は、委員会を統轄する。

3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(地域運営委員会の開催)

第5条 地域運営委員会は、エコアクション21地域事務局さいたま事務局責任者が召集し、委員長はその議長を務める。

2 地域運営委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(規程の改廃)

第7条 本規程は、地域運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成によって改廃し、代表理事の承認を得て施行するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議で知り得た情報を、委員就任中はもとより委員退任後も他に漏らし
てはならない。

(附則)

1 この規程は、平成19年12月21日に制定、同日より施行する。

2 この規程は、平成22年12月 1日より施行する。

3 この規程は、平成24年6月 1日より施行する。

4 この規定は、平成25年6月1日より施行する。